

令和2年度 第4回 猿払村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年12月15日 13時30分から14時30分
- 2 開催場所 猿払村役場2階 第5会議室
- 3 出席委員 (9人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	3番	大武委員
	4番	丹治委員
	6番	官尾委員
	7番	森委員
	8番	守谷委員
	9番	木村委員
- 4 欠席委員 (1人) 5番 港委員
- 5 議事日程
 - 第1 会期決定
 - 第2 会議録署名委員の指名について
 - 第3 事務報告
 - 第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
 - 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第7 議案第4号 現況証明願について
 - 第8 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について
 - 第9 その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	小林局長
事務次長	末永次長
農地係長	林係長
農地係	田村主事補

7 会議の概要

- 水野会長 ただいまの出席委員数は9人です。定足数に達しておりますので令和2年度第4回総会を開会致します。日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。
- 本日は悪天候の中、お集まり頂きありがとうございます。新型コロナウイルスが終息するどころか、拡大して宗谷管内でも増えている状況です。また近年、農業情勢として5年間で6,500人弱の農家が減っていて、厳しい状況になっており、これからも減少していく中、我々農業者及び委員がなるべく農業者を減らさない、また畑を維持するといった、委員としての活動もやっていきましょう。
- それでは、今回も数件の案件がありますので慎重審議のほどよろしく願いいたします。
- 日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。
- 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、8番守谷学君、9番木村建二君を指名致します。
- 日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。
- 小林局長 日程第3、事務報告。令和2年9月30日から令和2年12月14日までとなっております。
- 9月30日、令和2年度第3回農業委員会総会を開催してございます。出席委員数6名、事務局4名となっております。
- 10月22日、農地利用状況調査を実施しております。委員7名、事務局2名です。農地法第30条の規定により、毎年1回農地の利用状況調査をするというもので、中山間事業の役員さんと同じく、利用状況調査をすることとなっておりますので、合同で実施をしております。中山間の委員も合わせまして、委員11名、事務局3名、計14名で実施してございます。内容については以上です。
- 水野会長 事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。なければ議事に入ります。
- 日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。
- 小林局長 日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成

立状況の確認について。下記のとおり賃貸借等の合意解約通知の提出がありましたので、御審議願います。令和2年12月15日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

まず受付番号5番、所在位置鬼志別北町233、現況地目畑、面積1,378,851㎡のうち、71,473㎡。合わせて、浜鬼志別2848の3、現況畑、面積17,417㎡のうち、15,197㎡。合わせまして86,670㎡で、譲渡人は猿払村。譲受人といたしまして、浜鬼志別〇〇〇〇さん。賃貸借権となっており、年56,494円となっております。

受付番号6番、知来別347の3から4筆合わせまして、62,952㎡。譲渡人といたしまして猿払村、譲受人といたしまして知来別の〇〇〇〇さん。賃貸借料として、年41,034円となっております。

次のページ、受付番号7番、芦野131の41、現況畑、面積290,314㎡から、11筆合わせまして、541,264㎡。譲渡人といたしまして芦野〇〇〇〇さん。譲受人といたしまして芦野〇〇〇〇〇〇〇〇〇。利用権につきましては、使用貸借権となっております。

こちらの受付番号についての合意解約の成立状況報告とさせていただきます。以上です。

水野会長 まずは、受付番号5番と6番について、質疑等ございませんか。

委員一同 (質疑なし)

水野会長 なければ、次に受付番号7番について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番丹治委員に退席を命じます。

(丹治委員退席)

それでは、受付番号7番について、質疑等ございませんか。

委員一同 (質疑なし)

水野会長 質疑がなければ、丹治委員に入場をお願いします。

(丹治委員着席)

お諮りいたします、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので、御審議願います。令和2年12月15日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

内容について、受付番6番。次のページに内容がございまして、知来別347のから4筆合わせまして畑、143,450㎡。こちらについての、譲渡人といたしまして、猿払村。譲受人といたしまして〇〇〇〇〇〇〇〇となつてございませぬ。賃貸借料といたしまして、年77,040円。令和3年4月1日からとなつてございませぬ。

受付番号7番。こちらについては、次のページに記載してございませぬ。畑17筆、採草放牧地6筆、全23筆。畑合計面積418,936㎡、採草放牧地6筆で面積190,767㎡となつてございませぬ。譲渡人といたしまして、芦野の〇〇〇〇さん。譲受人といたしまして、芦野の〇〇〇〇さんとなつてございませぬ。利用権については所有権移転、売買となつており、額といたしまして28,000,000円となつてございませぬ。農地の引渡し時期といたしまして令和3年1月1日からとなつてございませぬ。

受付番号8番、次のページとなつてございませぬ。こちらについて、畑18筆、採草放牧地2筆。畑18筆合計面積719,824㎡、採草放牧地2筆合計面積29,850㎡となつてございませぬ。譲受人といたしまして、芦野〇〇〇〇さん。譲受人といたしまして、芦野〇〇〇〇さん。利用権といたしまして、贈与となつており、土地引渡し時期といたしまして、令和3年1月1日からとなつてございませぬ。

次のページ、受付番号9番。浅茅野台地3895の2、面積19,209㎡。2筆合わせまして、50,655㎡。譲渡人といたしまして、浜頓別町園〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲受人といたしまして、浜頓別町〇〇〇〇〇〇〇〇さんとなつてございませぬ。こちらについても利用権の設定として贈与となつており、土地引渡し時期といたしましては許可日と同時となつてございませぬ。

先ほどご説明した位置図、審査表につきましては、附属資料見出し議案第2号の方に添付してございませぬ。審査表を作成し、項目ごと判断した結果が適用の欄に適と判断してございませぬ。また、位置図につきましては、航空写真により所在の方を記載してございませぬ。説明については以上です。

水野会長

まずは、受付番号6番の件について質疑を賜りますが、本案については、私自身に関わりますので、議事参与の制限に該当します。退席を致しますので、進行

は一旦、職務代理者にお願いをいたします。

早坂委員 それでは引き続き、議事を進めさせていただきます。受付番号6番の件について、質疑等ございませんか。

委員一同 (質疑なし)

早坂委員 質疑がなければ、水野会長に入場をお願いし、以降の進行を会長にお戻しいたします。

(水野会長着席)

水野会長 続いて、受付番号7番の件について質疑を賜ります、質疑等ございませんか。

委員一同 (質疑なし)

水野会長 なければ、次に受付番号8番について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番丹治委員に退席を命じます。

(丹治委員退席)

それでは、受付番号8番について、質疑等ございませんか。

森委員 これ贈与って売買とは別？

林係長 これは、底地の名義を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに移してしまう。

森委員 名義も？

小林局長 経過説明してあげて。

林係長 はい、〇〇〇〇さんが大学に行くときに公的な支援資金、北海道農業公社が事業主体で青年就農給付金の準備型っていうのを、年間1,500,000円を受けることができまして、2年間で3,000,000円の交付を受けていたんですけども、条件としてまず当然農業に従事なさい、親元に従事したならば、従事した5年以内に経営の移譲をしてくださいが条件になってます。もう1つ条件で経営を移譲をするのであれば農地は所有権の移転を掛けなさいというルールだったんですよ。今は通常親子の経営移譲をする時って、権利だけ設定して底地は変えないってのが大体使ってる設定なんですけど、その当時のルールでは、

所有権の移転を掛けないと経営移譲受けても、交付を受けた3,000,000円返還しないといけなくなる事がありまして、それで今回贈与を選択することになりました。

森 委 員 金額は発生しないのか？

林 係 長 そうですね、その借りた3,000,000円は償還免除になる。この贈与にしても金額が発生することはないです。

小 林 局 長 農地は贈与って形になるので、贈与税がかかってしまうから、納税猶予の申請をしなければいけないですね。今はもうルールが変わってきて権利だけでも良いとなったんですよ。

森 委 員 今は権利の設定だけで良いんだ。

小 林 局 長 そうです。その当時、準備型と経営開始型があり、農業初めてから貰う人と、農業かを始める前に今の〇〇〇〇君みたく後継者で行く人は準備型で貰っている人はいます。新規就農でやる人は皆経営開始型の方で貰ってます。

早 坂 委 員 て事は、今回のやつは？

林 係 長 たまたま〇〇〇〇君が準備型を貰った時期のルールが、贈与しなさいよってルールの時だったから、贈与しないと3,000,000の返還の義務が出てきてしまいます。

森 委 員 わかりました。ありがとうございます。

水 野 会 長 他にありますか？

質疑がなければ、丹治委員に入場をお願いします。

(丹治委員着席)

続いて、受付番号9番の件について質疑を賜ります、質疑等ございませんか。

委 員 一 同 (質疑なし)

水 野 会 長 お諮りいたします、本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について、事務局より説明致します。

小林局長

日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、御審議願います。令和2年12月15日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

受付番号2利の7、所在浅茅野台地342の7、現況畑、面積14,755㎡から、11筆合わせまして、97,363㎡。対価といたしまして、賃貸借で年97,380円。移転の時期といたしましては、令和2年12月15日から、引渡し時期令和7年9月29日となっております。譲渡人といたしまして、公益財団法人北海道農業公社。譲受人といたしまして、浅茅野台地、〇〇〇〇さんとなっております。譲渡理由といたしまして、農地を貸付けて有効利用を図り、譲受理由といたしまして、農地を仮受けて経営の安定を図るとなっております。

続いて、2利の8、所在浅茅野台地342の429、現況畑、面積54,913㎡から、8筆合わせまして、244,863㎡。対価といたしまして、賃貸借で年244,880円。移転の時期といたしましては、令和2年12月15日から、引渡し時期令和7年9月29日となっております。譲渡人として、公益財団法人北海道農業公社。譲受人として、浅茅野台地〇〇〇〇さんとなっております。譲渡理由といたしまして、農地を貸付けて有効利用を図り、譲受理由といたしまして、農地を仮受けて経営の安定を図るとなっております。

続いて、2利の9、所在浅茅野台地343の56、現況畑、面積48,889㎡から、2筆合わせまして、73,546㎡。対価といたしまして、賃貸借で年73,540円。移転の時期といたしましては、令和2年12月15日から、引渡し時期令和7年9月29日となっております。譲渡人といたしまして、公益財団法人北海道農業公社。譲受人といたしまして、浅茅野台地〇〇〇〇さんとなっております。譲渡理由といたしまして、農地を貸付けて有効利用を図り、譲受理由といたしまして、農地を仮受けて経営の安定を図るとなっております。

次のページ、2利の10、所在浅茅野台地342の54、現況畑、面積7,389㎡から、15筆合わせまして、195,330㎡。対価といたしまして、賃貸借で年195,320円。移転の時期といたしましては、令和2年12月15日から、引渡し時期令和7年9月29日となっております。譲渡人といたしまして、公益財団法人北海道農業公社。譲受人といたしまして、浅茅野台地

〇〇〇〇さんとなってございます。譲渡理由といたしまして、農地を貸付けて有効利用を図り、譲受理由といたしまして、農地を仮受けて経営の安定を図るとなっております。

続いて、2利の11、所在浅茅野台地342の11、現況畑、面積41,341㎡から、19筆合わせまして、599,539㎡。対価といたしまして、賃貸借で年439,020円。移転の時期といたしましては、令和2年12月15日から、引渡し時期令和7年9月29日となっております。譲渡人といたしまして、公益財団法人北海道農業公社。譲受人といたしまして、浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。譲渡理由といたしまして、農地を貸付けて有効利用を図り、譲受理由といたしまして、農地を仮受けて経営の安定を図るとなっております。

続きまして次のページ、2所の9、浅茅野台地342の132、現況畑、面積247㎡から、2筆合わせまして、15,240㎡。対価といたしまして、所有権移転で762,000円。移転時期といたしまして、令和2年12月15日から引渡し時期といたしまして、令和3年3月31日となっております。譲受人といたしまして、浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇さんから、譲受人といたしまして、浅茅野台地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。譲渡理由といたしまして、農地を売渡し有効利用を図り、譲受理由といたしまして、農地を買受けて経営の安定を図るとなっております。

続いて、2所の10、浅茅野台地342の172、現況牧場、面積27,032㎡。所有権移転で1,351,600円。移転時期といたしまして、令和2年12月15日から引渡し時期といたしまして、令和3年3月31日となっております。譲受人といたしまして、浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇さんから、譲受人といたしまして、浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇さんとなっております。譲渡理由といたしまして、農地を売渡し有効利用を図り、譲受理由といたしまして、農地を買受けて経営の安定を図るとなっております。

続いて、2所の11、浅茅野台地343の88、現況畑、面積1,461㎡から、3筆合わせまして、25,195㎡。対価といたしまして、所有権移転で227,014円。移転時期といたしまして、令和2年12月15日から引渡し時期といたしまして、令和3年2月28日となっております。譲受人といたしまして、浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇さんから、譲受人といたしまして、浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんとなっております。譲渡理由といたしまして、農地を売渡し有効利用を図り、譲受理由といたしまして、農地を買受けて経営の安定を図るとなっております。

続いて、2所の12、狩別2556の1、現況牧場、面積8,275㎡から、2筆合わせまして、20,134㎡。対価といたしまして、所有権移転で302,010円。移転時期といたしまして、令和2年12月15日から引渡し時期といたしまして、令和3年3月31日となっております。譲受人といたしまして、浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんから、譲受人といたしまして、狩別〇〇〇〇〇〇〇〇さんとなっております。譲渡理由といたしまして、農地を売渡し有効利用を図り、

譲受理由といたしまして、農地を買受けて経営の安定を図るとなっております。

詳しい内容については附属資料の議案第3号の見出しのページから始まってございます。強化法第18条の調査表添付し、あとは図面の方もこちらに添付してございます。内容については以上です。

水野会長

まずは、2所の7から2所の11について質疑等ございませんか。

なければ、次に2所の9について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番木村委員に退席を命じます。

(木村委員退席)

それでは、2所の9について、質疑等ございませんか。質疑がなければ、木村委員に入場をお願いします。

(木村委員着席)

続いて、2所の10から、2所の12について、質疑等ございませんか。お諮りいたします、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第4号現況証明願いについてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第7、議案第4号現況証明願いについて。下記のとおり、現況証明願いの提出がありましたので、御審議願います。令和2年12月15日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

今回の案件につきまして4筆あります。

1筆目、芦野2162の16。こちらの面積310㎡で、利用状況につきましては、過去5年以前から道路利用となっております。所有者につきましては、〇〇〇さんとなっております。

2筆目、芦野2162の17、面積29㎡。利用状況につきましても先程同様で、5年以上道路利用として使っております。所有者といたしまして、〇〇〇〇

さんとなっております。

続いて、3筆目芦野2162の16、面積789㎡。利用状況につきましては、過去5年以前より宅地利用として使っております。所有者といたしまして、〇〇〇〇さんとなっております。

最後、4筆目芦野2162の15、面積194㎡。こちらの利用状況につきましても、過去5年以前より宅地利用として使っております。所有者といたしまして、〇〇〇〇さんとなっております。

位置図につきましては、附属資料の見出し議案第4号に添付してございます。航空写真の方でご確認していただければと思います。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、現況証明願いについてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、議案第5号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第8、議案第5号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。令和2年12月15日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

今回の法人につきましては、3法人となっております、1つ目に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、2つ目に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、3つ目に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。提出された書類については今から回覧いたしますので少々お時間をいただきながらご確認のほどよろしく願いいたします。

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第9、その他。その他として、事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第4回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議長 水野 正 継

会議録署名委員

守谷 学

会議録署名委員

木村 建二